

第七回 参議院選挙法改正に関する特別委員会 会議録第十二号

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)

本日の会議に付した事件

○公職選挙法案(衆議院提出)

午前十一時三十一分開会

○委員長(小串清一君) それではこれより委員会を開会いたします。いろいろの修正意見が出ておりますから、順次これを御審議願いたいと思います。

○岡本愛祐君 私の修正したいという点は大体三つあるのです。それは第一は、第八十七条に関するものでありまして、それはこの百九十九条第一項、又は第二項の規定によつて同時選挙を行う場合において、一つの選挙における公職の候補者となつた場合は、同時に同時選挙をやつて他の方の選挙における公職の候補者となることのできないという規定を附加したい。これは何故かと申しますと、一番早い例が東京都の例を取ります。東京都議会議員の選挙と、それから区議会議員の選挙と同時に選挙を行うことが従来から行われております。そのときにこの区議会議員だけを本人は目指すわけでありまして、作戦上区議会議員の方にも候補者となつて置かなければ非常な不利があるのです。それで今までは少数の人しかそれに気付いていなかったのですが、どうしても区議会議員になるには、同時選挙において都議会議員の方の候補者に立つてゐる方が非常に有効なんです。それはどういふ理由かと云いますと、選挙費が二重に使える。

つまり都議会議員の選挙費と区議会議員の選挙費と二重に使用して、実はそれを区議会議員の方に内実では使つて行く、そうすれば人よりか二倍以上の選挙費が使える。それから人情というものには妙でありまして、都議会議員には選挙しないけれども、区議会議員にも立候補してゐるのだから、区議会議員の方にはせめて入れてやろうというふうになりまして、その結果従来の成績を見ますと、都議会議員と区議会議員とどちらにも立つて、而も都議会議員の方に力を入れた人の方が断然高位になつてゐるのです。それで近頃はそれが氣付かれて、区議会議員に立つには、同時選挙の場合には都議会議員の選挙にも立つて置かなければならないという傾向になつてゐる。これは是正して欲しいという声が現在の区議会議員の連中にももう通説になつてゐる。だからこの修正を出して、従来の弊害を除きたい、将来にそういう弊害の出ることを防ぎたいという理由です。

それから第二点は、百八十七条の第一項の問題である、これは今度の公職選挙法案によりまして候補者の選挙費用は制限されるのです。ところがこの公職選挙法案によりまして、これまで衆議院側に質問して確めたのでありますが、第三者が候補者と意見を通じないで選挙運動をいたします場合に、その第三者は幾ら選挙費用を使つてもいいという規定にこの公職選挙法案はなるといふわけでありまして、それで誠に候補者の選挙費用を制限したのは意味

をなしませんので、それでこの百八十七条を少し修正をして、その弊害を除きたいと思ふのであります。どういふふうに直すかといふと、この百八十七条の原案は「立候補準備のために要する支出及び公職の候補者又は出納責任者と意見を通じないでする支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。」というふうにあるのでありますが、その「公職の候補者又は出納責任者と意見を通じないでする支出」ということを除きまして、そこに「電話による選挙運動に要する支出」と改めるのです。そうしますと、「立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない。」と云うて置いて、「但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。」と云うふうになるわけである。それでここに法制局でアレンジして貰ひました修正案として出ておりますのは、実は「文書による承諾」という、この「文書による」を削つてしまいたい。但し、出納責任者の承諾を得た者は、この限りでない。このくらゐにして置かないと、余り窮屈になりますから「文書による」を削りたい。これを附加して頂きたいのですが、この原案で行きますと、第百八十七条第一項中「公職の候補者又は出納責任者と意見を通じない

でする支出」を「電話による選挙運動に要する支出」に改める。但し書中「文書による」を削ること、こうして頂きます。

おいては、その都道府県において設置できる参議院(地方選出)議員の選挙における選挙事務所の数を超えることができない。と云うふうに変更する。

それから第三番目は、これはもうしばしばこの委員会でも申しましたが、少し前に戻つて恐縮であります。百三十一條に関するものであります。これは衆議院側の公職選挙法案の原案によりますと、全国区選出議員の選挙におきます選挙事務所は、一つの都道府県においては五箇所まで設けることができることになつてゐる。これは甚だ不思議なものであります。地方区選出の場合は、交通困難の状況でないところは二箇所までしか作れない。例えば滋賀県なんかは二箇所、地方区選出の場合は二箇所しか選挙事務所が作れない。ところが全国区の方は滋賀県に五箇所作れるという規定になつてゐる。これは甚だおかしいのであります。これは甚だおかしいのであります。第二項の但書を次のように改めまして、第一の都道府県においては、その都道府県において設置できる参議院(地方選出)議員の選挙における選挙事務所の数を超えることができない。つまり地方区選出の場合と同様になつて選挙事務所は設けられないと、云うふうになり「五箇所」というのを削るわけになります。

○委員長(小串清一君) 「五箇所まで設置することができない。」という文句は削つて……

○岡本愛祐君 但書をすべて削りました、そして「但し、一の都道府県に

○小川友三君 それはいいですね。

○岡本愛祐君 それはこの前羽仁君も賛成して呉れましたが、そうしないと選挙の建前がおかしい。地方区よりも全国区の方がその県において選挙事務所が多くできるなどというふうな建前はおかしい。云うわけですね。この三点について御賛成が願いたいと思ひます。

○小川友三君 今の岡本先生のお話で第一の方ですが、同時選挙の中に岡本先生の引用された例で、つまり区会とか都会とか一緒の場合という例がありました。全国選挙区と地方選挙区との参議院を一緒にすることはいいけないというふうにして貰ひたいのですが、岡本先生の御提案の場合はそれも含まれるように思ひますけれども、岡本先生の御高話をお聴したいのです。

○岡本愛祐君 要旨をもう少し……

○小川友三君 都議会議員と区議会議員と一緒に出来るという場合は……地方参議院と全国参議院と両方今の法では立候補できるのですけれども、これもいいけないということになります。思ひますけれども、それはどうでございませう。

○岡本愛祐君 それはもうできなくなるのです。現行法でもそれはできなくなつておりました。

○木内四郎君 それはできない。

○委員長(小串清一君) 今の岡本委員の修正意見は、昨日大体皆さんも御同意のようでありましたが、これはかように修正することについて、皆さんの態度を先ず先刻申上げたようになうに大体を決めたいと思うのですが、異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) じゃさように決定して岡本さんの案を決めます。それから昨日私が提出しました修正案について、ここに皆さんの手許にあるこの案は、つまり文章はいろいろになつておりますが、これは法制局の第二部の方で研究をして拵えて貰つたのですが、要するに衆議院議員、参議院議員は、他の同時に他の議員を兼ねることを得ずということになつておる地方自治法を更に地方公共団体の議会の議員まで加えることになるわけで、更にそれをはつきり申しますと、公職選挙法の第八十九条第三項を削つて、そしてこの第四項を三項とすることになるわけでありまして、これはちよつと説明をして貰います。菊井君より説明して貰います。

○法制局参事(菊井三郎君) 小串委員長の修正案は、第八十九条の第三項を削りまして、地方公共団体の議会の議員が他の地方公共団体の議会の議員を兼ねるということができないようにするということ趣旨であります。従いまして「地方公共団体の議会の議員は、第一項本文の規定にかかわらず、在職中、他の地方公共団体の議会の議員の候補者となることができる」という規定を削りまして、尙地方自治法の第九十二条の第一項には「普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員

員と兼ねることができない。このようにな規定が第一項にあるのであります。が、ここに「又は地方公共団体の議会の議員」という規定を入れますと、地方公共団体の議会の議員は、国会議員並びに他の地方公共団体の議会の議員を兼ねることができないというようにいたすという趣旨であります。従いまして地方自治法の一部改めまして、尙且つ公職選挙法の施行法案をいじりまして、その第三十二条に経過規定をいたしまして「本法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねてゐる者に対しては、その任期中、この法律第三条(8)の改正規定を適用しない。このような経過規定を設けまして、この法律施行の際に議員を兼ねておる者に対しては除外例を設けて行こう、こういうような趣旨であります。

○委員長(小串清一君) これは御意見は……

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) それじゃこれとそう仮に決めて置いて頂きます。それから羽仁委員から御提出になつた……

○木内四郎君 ちよつと、これに関連して伺つて置きたいのですが、地方の公共団体の議員は兼ねられないけれども、理事者、市長、そういうものは兼ねることができるというのですか。どうですか、現行法では……

○法制局参事(菊井三郎君) それは現在の地方自治法の第四十一条に「普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない」という規定がありまして、第二項に「普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議員及び有給の職

員と兼ねることができない。このように現在規定があります。従いまして公共団体の長は、議会の議員は兼ねられないというように現在なつておるわけです。

○木内四郎君 併し現に兼ねておる人があるけれども、それは経過規定でもあるのですか。

○委員長(小串清一君) 速記をちよつと止めて……

【速記中止】

○委員長(小串清一君) 速記を始め……只今木内君より御質問の問題を……

○法制局参事(菊井三郎君) 地方自治法の附則第一条第二項に「この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と当該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長というような職を兼ねる者については、これらの職を兼ねている間に限つて、今の改正規定は適用しない」ということによりまして、許されるわけでありまして……

○委員長(小串清一君) それでは次に羽仁委員から公職選挙法案に対する修正案が出ておりますので、羽仁委員に御説明を求めます。

○羽仁五郎君 昨日お手許に配付されました委員長の修正案の後と、それから本日お手許に配付されました鈴木委員御提出の修正案のうしろと、両方御覧頂きたいのであります。

第一は、先日の本委員会の討議の際に大島委員から御発言もありました警察に留置されている人の投票は、これはその職務に在る人が不在投票ができない、警察に留置されている人が投票ができないという非常に不公平な

取計らいでは、今できる公職選挙法の建前上如何であらうかというので、技術的に多少の困難もあらうと思うのですが、公職選挙法の四十八条第二項、四十八条は「身体の故障又は文盲に因り、代理投票のところで、不在投票の一つ前になるのですが、不在投票としてではなく、四十八条の第二項に、選挙の当日、政令で定める区域内において、法令の規定により抑留された者は、その請求により当該警察官又は警察吏員の監視の下に、投票所に行き、自から投票することができ」という規定を置いて頂くことができます。という非常に有難いじやないかと思つてゐるのであります。

第二の点は、公職選挙法の二百六十三条に、これは先日来選挙管理委員会の方から委員長その他大勢の方々がお見えになつて本委員会に陳情或いは御要求がありましたので、選挙委員会にいろいろと御厄介になつておるのに、その御希望を無視するということはできないと思ひますので、それを採り容れましたので、二百六十三条、即ち衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担、その次に、十二号にもありますが、その十二号のあとに十三号を加えて「第六条(選挙事項の周知及び棄権防止)の規定による啓蒙宣伝に要する費用」というものも国庫負担にせられるように法律を以てお定めを願ひたいという趣旨であります。

それから最後は、公職選挙法の二百七十条でありまして、参議院の方ではそういうことをしておらなかつたのですが、衆議院の方では、それに二項と三項とを設けられて、二項において、

療養所で療養しておる人は、そこに住所があるものと推定してはならないというふうにしてしまつて、三項では、但しこれは選挙権の行使を妨げるものではないというふうによつておられるのですが、この二項で住所がないというふうにしてしまつと、三項で折角選挙権の行使を妨げないと言つても、事實上において選挙権の行使が非常に困難になつて来る、現に従来の選挙においては、療養所に投票所をお作り下さつて、そこで療養しておる人が便宜に投票ができたのです。今までそういう便宜を与えたのに、今度は却つて非常に不便にするということは、選挙の自由を実現する法律として逆行するものではないか、そういう意味でこの二項と三項とを削除して頂きたい。参議院の原案の方には、この二項、三項のようなものはないのでありますが、衆議院はこれをお入れになりましたが、一つ二項、三項も削つて頂きたい。そうして療養所で療養しておる人々の投票の規定については、他の一般の場合に準じた平等の取扱にして頂きたい。投票所で現に米穀通帳といふものが、そういう何といふものか、そこに住所がある場合には、問題なくそこに住所があると考えられ便宜の方法を講ぜられて、できれば前回の選挙のときと同じように、療養所に投票所を設けるといふような措置をとられる方がよいのじやないか、その意味から二項、三項は却つていろいろ誤解を生じ、選挙権の行使が妨げられる虞れがあるから削つて頂きたい。

以上三つが私の修正案であります。が、どうか委員会の皆さんの御賛成を得てそういうふうにして頂ければ、多

三項とを設けられて、二項において、

療養所で療養しておる人は、そこに住所があるものと推定してはならないというふうにしてしまつて、三項では、但しこれは選挙権の行使を妨げるものではないというふうによつておられるのですが、この二項で住所がないというふうにしてしまつと、三項で折角選挙権の行使を妨げないと言つても、事實上において選挙権の行使が非常に困難になつて来る、現に従来の選挙においては、療養所に投票所をお作り下さつて、そこで療養しておる人が便宜に投票ができたのです。今までそういう便宜を与えたのに、今度は却つて非常に不便にするということは、選挙の自由を実現する法律として逆行するものではないか、そういう意味でこの二項と三項とを削除して頂きたい。参議院の原案の方には、この二項、三項のようなものはないのでありますが、衆議院はこれをお入れになりましたが、一つ二項、三項も削つて頂きたい。そうして療養所で療養しておる人々の投票の規定については、他の一般の場合に準じた平等の取扱にして頂きたい。投票所で現に米穀通帳といふものが、そういう何といふものか、そこに住所がある場合には、問題なくそこに住所があると考えられ便宜の方法を講ぜられて、できれば前回の選挙のときと同じように、療養所に投票所を設けるといふような措置をとられる方がよいのじやないか、その意味から二項、三項は却つていろいろ誤解を生じ、選挙権の行使が妨げられる虞れがあるから削つて頂きたい。

以上三つが私の修正案であります。が、どうか委員会の皆さんの御賛成を得てそういうふうにして頂ければ、多

三項とを設けられて、二項において、

くの人喜びはこれに過ぎないと思ひます。

○委員長(小串清一君) 只今羽仁君の御提案に対しての説明の何が、その趣旨で長期入院療養者に対する選挙法改正というように請願を細川嘉六、兼岩伝一両君から紹介されてここに出席するのである。又その意味において二百七十条二項、三項を削除されたいという請願は、塚本議員の紹介で小田原の慈善療養所の数名の者からやはり議長にそのことを通じておりまして、まだ付託にはなっておりませんが、御参考にとそれだけの御報告を申上げて置きます。

○小川友三君 今羽仁先生の御意見御尤もですが、特にこの警察署に留置されておるのを、お巡りがついて行つて投票所に行くといふことは、これはもうちよつと技術的に羽仁先生御研究できないかと思ひますが、留置場に臨時投票箱を持つて行つて投票させてやる。お巡りさんがくつゝつて縄を付けて引張つて行つた恰好は、今まで発表されてないのですから、内緒で引張つて行つたら恥をかいちやいますから、警察に例へば何人か入つておる場合に箱を持つて行つて投票させるといふ方法に改めて頂けるように、羽仁先生の御高見如何でしょうか。

○羽仁五郎君 それは技術的にどうなるんでしようか。今小川委員の御質問は……

○法制局参事(菊井三郎君) 羽仁委員のこの問題であります、大体勾留状が發布された場合におきましては、勾留期間が可なり長期でありますので、不在投票その他の便宜の方法があり得ると思ひますが、拘引

状或いは逮捕状によつて身柄を抑留されておるといふような場合におきましては、逮捕状の場合には、地方警察吏員が逮捕いたしました四十時間中しか抑留できない、それでその被疑者を検察官に引渡した場合には、検察官は初めの逮捕を通じて七十二時間しか抑留できない、こゝういふに現在の制度はなつております。それから検察官が地方警察吏員を通じて逮捕いたしました場合には、四十八時間しか身柄が置けない、こゝういふやうな実情でありまして、その時間の範囲内において犯罪の捜査をやめなければならぬといふに現在の刑罰がなつておるのであります。それで若しこ

のような選挙の投票という行為をその間に行はせるといたしますと、非常に時間の関係においては窮屈な問題が出て来るのではないかと考えられるわけでありまして、向實際問題といたしまして、警察に留置しておるといふような場合に、これは警察官が連れて投票場へ行くといふようなことになりまして、その場合におきまして本人の属する投票区のところへ行つて投票しなければならぬ、例へば身柄を抑留されておる所と投票区が非常に離れておる場合には、技術的に困難な問題が出て来る、こんなふうに考えられます。

○羽仁五郎君 今の御説明は、そういう御説明を伺いたひと思つて発言を求めたのじやないのです、それ等について議論は、この前委員会でも十分お話し下されたので皆さん御承知のことですが、併しそれにしても何かの方法を講ずることが公平の立場から要求されるのじやないか。それで私の仮りの案を

ここに出したのです。今小川委員が留置場に投票場を作るといふことを言われておるのですが、それは技術的にどうだろうか、その点についての御意見を伺いたひのであります。

○政府委員(吉岡憲一君) 私の方から申し上げますが、投票場を別に作りまして投票管理並びに投票立会人それから投票所も作らなければならぬとせんし、ちよつと技術的になかつて困難じやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 不可能ではない……○政府委員(吉岡憲一君) 不可能ではありませんけれども、大変な数になりますし、不可能に近いと申上げた方がいいのじやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 そうすると、私の修正案と今小川委員の御発言の案とは、いづれが技術的に多少可能ですか。

○政府委員(吉岡憲一君) 技術的に申しますと、やはり連れて行つて貰つた方が可能なんです、ただ犯人によるのですが、非常に兇悪な犯人のような者を連れて行く場合に、結局入口で放しますから、その間に逃げられないと限りませんし、又その本人の属する選挙区が方々へ散らばつておる場合に非常に沢山の警察官が要るといふことになつて困るのじやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 私の修正案では政令で定める区域内においてということがあるのであります。

○委員長(小串清一君) ちよつとこの問題については大分衆議院でも議論があつて、実行不可能であらうといふやうなことからこの法律ができたといふやうに聞いております。一応衆議院の法制局長からその事情を少し説明

をして貰ひましょう。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只今羽仁さんからお話がありました点は一、一応私共も御尤もな御意見だと思つておりまして、この前不在者投票のところで御説明を申上げました通り、監獄に収容中である者を特に今度新らしく入れましたけれども、この場合においてこの問題を当然考えなければならぬ問題でありまして、一応の考究がされたのであります。先程来お話がありまして通り、非常に技術上困難である点と、それから犯人を投票場に連れて参ります場合におきまして、その又社会的影響といふような点も考慮しなければならぬので、それらを勘案いたしまして、事実上現在の状態においてはむづかしいのではないかと結論で、特にこの点を入れたかたわけでございます。尙この点につきましては、法務府当局の意見も徴しましたが、やはり同意見でありましたので、原案には入らないと、こゝういふことになりました。

○羽仁五郎君 もう十分御討議を尽したことでありますから、くどく申上げるのは遠慮申上げなければならぬと思ひますが、ただ一点だけ申上げて、皆さんに訴えたいと思ひます。やはり我々は嫌疑を受けて警察に留置されておる人に対して、その人の人権を尊重し、その人の貴重な選挙権の行使といふことを尊重することが、その方も人間でありますから、自分はこのやうな重大な嫌疑を受けて留置されておるが、併し自分の選挙権の行使について国家はこのやうに慎重な考慮を払つて呉れるといふことが、その人が人間として目覚めるという上にも非常に大

きい力があると思ひます。人を低く取扱へばまず／＼低くなるし、人を高く取扱へば次第にその人も高くなつて行くといふこともある。それが又民主主義の重大な点でもあると思ひますので、若干の技術上の不便はありまして、犯罪の嫌疑を受けた人も人間としてその選挙権が尊重されるというやうな方向に進んで頂くことが、新しい公職選挙法の名譽ではないかと考えるので、どうか皆さんの御賛成を得たいと思ひます。(同感、同感。)

○小川友三君 今羽仁先生が切々たる人間愛の精神から投票権を活かすといふ御提案がございまして、自分も同感であります。そこで技術面の改善といふ点がこゝにあると思ひますので、そこで管理委員会の方がいらつしやつておりますので、甚だ恐縮な言ひ分ですが、全国四十七ヶ所か五十ヶ所しか刑務所はないのですから、警察に留置された者を近い刑務所に投票所にしまして、そこに行つて便宜な方法で技術的にやつて貰ふといふことの御尽力を賜るといふことが、一番安全な、犯人が逃亡できない、刑務所ですから逃亡できませんから、そこで投票して貰ふと、そこで又警察なりに留置するといふやうな方法をとりましたならば、私は非常に正しい人間を作る、人間らしい文化的な人間を作つて行くといふ羽仁先生の御精神が最も顕著に出て、ミスター・ウィリヤムも選挙法典を作れといふ言葉で打合せを言ひましたが、法典といふ意味から申しましても、非常に立派なものができるといふやうな感じがいたしますので、こゝういふことについては技術的に可能であると思ひます

から特にこの点が強調されて、非常強い意見でこれが入れられたことを御報告申し上げます。

○羽仁五郎君 只今の木内委員の御質問に御尤もなんですが、地方自治の關係上、多少の支障があるというところ、私はその点についても、療養所に療養しておられる方がそういう意味において十分自己反省をされることを確信するものであります。多少それは支障なり、妥当でないようなことが起るといたしまして、療養所に療養しておられる人の選挙権を軽々しく制限することは、これは実に重大な問題である、今衆議院の方からのお話がありまして、今衆議院の方でも両方の説がおありになって、結局最後は官僚的な簡単な方法でこういうふうな処理をされたのではないかと、この間に、これは臆測でありまして、事実そこに住所がないというふうな……今までそういうふうにしてそこに投票所を作られておられてやられる、或いはその不在投票としてその院長が投票管理となつてやられるというふうなことが実際には行われて来るわけでありまして、そうしますとこれは勿論院長が不在投票の管理としてやるわけですが、併しその病人が非常に細かい状態であつて、院長が不在投票を管理されてやるといふことは、なか／＼意思の自由といふことが發揮できない。これは甚だ残念な例ですが、日本學術會議の選挙などの場合にも病院その他で院長がその投票をまとめたという實際の事実がある、而もその場合に封筒の封をしなくて集められたというふうな事実があつたといふことも聞いておりますが、そういうふうでは折角

与えられておる選挙権の自由といふものが實現できません。このことはそうでなくとも肉体的に、精神的に不健全な状態にあつて療養しておられる諸君に対する精神的な影響も余程考えなければならぬ。それで療養所で療養しておられる人達が健全に民主主義的な方向に進んで行くことを助ける意味からも、法の建前としてできるだけ便宜を図るといふ堂々たる態度を以て臨んで頂きたい。そうでないと療養所で療養しておられる人達の選挙権を制限するといふことになる。

○委員長(小串清一君) ちよつと、これは決まつたのですから、それはあとでやはり衆議院と論議になつたときに御意見を願ひたい、甚だ失礼ですが、それからまだ、昨日本院から、すでに皆さんが決められて修正しようとしたのが……大体やはり衆議院と協議するつもりですが、大きな問題は昨日留保して置きました例の乗車券の問題であります。これは段々研究し尽されていく／＼意見が出ておられますので、向本日それで鈴木委員から御提出になりました修正案と、それから昨日大体お話しになつた案と二つあるわけです。皆さんのお手許に参つておるわけです。公職選挙法修正案として昨日皆さんの御意見を伺つて大体決めたのが一つ、それから鈴木委員より修正の御意見が出ておりました本日おいでになつておりませんから……この両案を一つ御相談することにしまして、法制局の方から説明をいたします。

○法制局参事(菊井三郎君) 交通機関の利用に關しましていろいろな修正意見が昨日ございましたが、その一つは鈴木委員の御提案の修正案であります。それはお手許に配付してあります。その(3)のところに書かれてあるものであります。これは百七十六条の第一項中(参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用するものに限る。)というのを、(参議院全国選出議員の選挙においては、全国を単位として通用するもの二枚、都道府県を単位として通用するもの十三枚)に改めようという御趣旨であります。これはこの通りであります、結局全国のもの二枚、都道府県を単位として通用するものが十三枚、こういうふうな折衷的な御意見であります。それから今一つの案は、お手許に配付してございますように、第百七十六条第一項中に多少の字句の修正をいたしました、(参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用するものに限る。)というのを削りまして、そのあとに、参議院全国選出議員の選挙においては、その候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚と全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚或いは又日本国有鉄道の特殊乗車券、これはバスであります、六枚のうちいずれかについて無料が交付ができる、こういうふうにしてこれは選択的にしようという案であります。

○羽仁五郎君 この鈴木委員御提出の案の方はさて置まして、後に御説明の案が次のように修正する、即ち候補者の希望する都道府県を単位とする十五枚のバスと、全国通用の回数券十五枚というものを取るか、或いは全国通用の国有鉄道の特殊乗車券六枚を取るかは候補者の希望でいずれを選択し

てもよろしいといふこの修正案は、今御説明になつた以外に運輸省との了解があるようないふにさつき聞いておりましたが、それはどうなんですか。

○法制局参事(菊井三郎君) 特殊乗車券の枚数の問題につきまして、昨日運輸省といふいろいろの事情を聞きまして、ところが、予算の枠の中にかゝりました、特殊乗車券六枚か七枚かという相違が、どういふようなお話であります。今全国選挙管理委員会である／＼向研究して頂きましたところが、全国の場合に、地方区に十五枚といふのはそのまま残して置まして、十五枚の回数券といふのを、回数券の代りにバスにこれを置換えますと、大体三枚くらいならば置換えることができるであらう、こういうふうな只今のお話であります。従ひまして若しこの案をとりますれば、希望する都道府県について十五枚賣つて向全国通用が三枚、バスがある、こういうことになるわけでございます。

○佐々木康蔵君 これは鈴木君の修正案より、三枚を賣るとすれば一枚多くなるので、鈴木君の意思と反しなと私は思う。でありますから荷も全に立候補なさる候補者が単位バスを取るの、不見識であり不便であるからといふので、鈴木君は一枚でもいいといふことを私語の中に話されたのであります、それは二枚、交渉のし方によれば三枚であるといふことなら無論鈴木君は異議はないと思ひます。私もそのようにすることが一番便利利であると思ひます。

○羽仁五郎君 そうすると鈴木君の御提案は今の最初の第三案に包括されますから、選択を許すか、それとも十五枚と三枚といふものに決めるかといふ、この二つの案がここにあるわけでございます。

○佐々木康蔵君 私のは都道府県の使用のものが十五枚と、希望によつて全国に通ずるものを三枚か、或いは回数券十五枚は本人の希望によつていいじやないかといふことに修正をしたらどうか、こう思ふのです。

○委員長(小串清一君) 大体今の案で、一番問題になつておりました交通機関利用の問題はどう決めますか。

○羽仁五郎君 そうすると今の二つの案、即ち全国通用のバスを六枚にするか、それとも希望する都道府県のもの十五枚と、それから全国のバスを三枚にするかといふ二つの案、そのうち、今佐々木委員からは希望する都道府県のもの十五枚と全国のものを三枚、或いはその三枚を回数券に置換えてもよいといふ御案に賛成の御発言があつたのですが、私は本日お配り下さいま

したこの選挙を許す方法ですね、つまり都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚と、全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚、或いは全国通用のバス三枚、これを取るか、それであれば全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券六枚を取るか、この選挙が許して頂ければ、佐々木君の御希望も実現でき、我々の希望も実現できると思いますので、大体今日配つて下さったこの修正案で決めて頂ければ一番いいと思います。

○佐々木康蔵君 その通り。

○委員長(小串清一君) ちよつとこの二色あつて、選挙するといいますが、交通当局や何かとの間がどうなるであらうか。どちらか一つになつてなくちや予想がつかないので、困るんじやないかと思いますがね。とにかく議論は抜いて、どちらでも皆さんで決めて頂きましょう。これは選挙の自由が許されん場合はですね、両方の方が無難いと思ひます。

○佐々木康蔵君 選挙の自由が許されん場合はでなくて、これはできるのではないか。これだけで計算をいたしてやるのですから、候補者の自由にして差支えない。

○委員長(小串清一君) それじや大体そういうことで案を作ります。

それでは昨日各派から御提出になりました選挙区制の修正案、丁度本日深川議員もここに出席しておられますがこれを如何にするかというところをお決りを願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 昨日深川議員、帆足議員等から熱心な御説明を伺つた結果、私も慎重に考えたのですが、その結果こういう結論に到達したのですが、い

ろいろな理由がありますが、つまりこの前の参議院の定員を定めるときに、東京都が異常な状態にあつたといふことは十分考慮されていなかったのだから、従つて今回に限りですね、これを修正せられるといふことが妥当であらうと思ひます。従つて参議院の定員数というものを非常に殖やすとか、今後必要に応じて参議院の定員をいつでも殖やすというふうなことを、我々は勿論よろしいとは思ひません。併しながらただ一回だけ、つまり前回二百五十名と定めたのは、東京都が当時人口的に異常な状態にあつたといふことを十分考慮せられなかったのではないかと、これは考慮せられなければならぬ、これだけ変化が生ずるとは予想されなかつた。だから我々は、飽くまで参議院定員二百五十名の立法の精神を尊重すると共に、その際十分考慮せられていなかった東京都の異常な激変の状態といふことを考慮して、修正するといふことは必要なことであらう、又なし得ることである。従つてそういう意味において、東京都の定員を四名増加して、そうして参議院の定員が二百五十名といふことに相成る。昨日の各派共同の御提案の趣旨をそういう意味において私は賛成したいと思ひます。

○木内四郎君 定員は殖やさないね。

○羽仁五郎君 定員は殖やす。四名だけ殖やす。その四名を殖やすといふのは、今申上げたような意味で、今後そういうふうなことがいふ／＼な所から出たら、幾らでも殖やすといふのではない。我々は飽くまで二百五十名を守るが、その二百五十名が部分的にいけなく、その二百五十名を二百五十四名やす。即ち二百五十名を二百五十四名

に改める。これは事実この前二百五十名をお定めになる時に、東京都が左程異常な状態にあつたといふことが十分考慮せられていなかった結果、前述のようになつたのではないかと思ひます。

○城義臣君 羽仁君の御議論によると、今後人口の増減があつた場合に、例へば著しく変更があつた場合に、減があつた場合に、それを減するといふ御意見ですか。それではないと、私は先生の御議論は片手落ちだと思ひます。そうすると将来に悪例を残すので、東京都だけは人口に比例して定員を増減するといふことなら筋は通るのであるが、東京都が一時殖えたといふことは分るが、それだけを取上げて、全体の定員の枠をそこだけはみ出すという考え方は、私は将来問題が起きると思ひますので、その点慎重に考慮する必要がありと考へております。

○木内四郎君 ちよつと深川さんに伺ひたいのでありますが、参議院の方の地方区の議員の定員を増すといふ場合には、奇数ではいけないので、偶数で増加されなければならぬ。そうすると二百五十四名殖えたと思ひなればならぬと思ひますが、深川さんのは、東京都だけのことを考へておられるか。それとも人口の激変によつて、定員二人づから殖える所は他にもあるといふお考へですか。

○委員外議員(深川タマエ君) 他の県もずつと調べて見ましたところが、人口百万以上の変化のあつたのは東京都だけであります。而も東京は二百万もございまして、ついでだから申しますすが、城さんのお話でありましたけれども、勿論将来人口が或一県において極

端に減つたといふ場合は、やはりそこは特別に改正する必要は勿論あると思ひます。

○木内四郎君 そうすると、結論としては、今度問題になるのは、東京都だけといふことになりませんか。

○委員外議員(深川タマエ君) 百万以上も変つてゐるのは東京都だけだと思ひます。私申上げて見ましょうか。この前の国勢調査の変動を。

○委員長(小串清一君) 全国選挙管理委員会の方でこのことを調べてありますから、その關係について吉岡君の説明を求めます。

○政府委員(吉岡憲一君) これは私の方で調べました人口で、官報に公示された最近の人口は、昭和二十三年八月一日の人口が最近でございます。それを仮に二百五十名として、定員が殖えない計算で一応計算をいたしました。そういういたしますと、東京が三、一〇四〇になります。これを十名にするか、十二名にするか、十四名にするか、い

ろ／＼あるのでありますが、大体二名単位に分けて見まして、例えば三・一〇四〇は四に上げると、そういうふうなつもりで計算をしております。大体この下から二段目の配当議員数といふ数字になると、これは東京だけがこれはサイクルをしてあります。第一案においては十名、第二案においては十二名、第三案においては十四名とする

と仮定しますと、減つて来る県が、第一案では、栃木県だけが減り、第二案の場合は栃木と群馬が減り、第三案の十四名になると、栃木、群馬の外に岡山が二人に減る計算になる割合です。この細かい切上、切下の關係は書いてございまして、これを御覧頂ければ、凡

そ見當が付くと思ひます。一番最後の昭和二十四年七月一日、昨年の七月一日の人口は、厚生省で毎月統計をとつておりますが、あれによつて推計をした人口であります。

○羽仁五郎君 只今の御説明で、若し参議院の定員二百五十名を動かさないとすれば、東京を現在より二名殖やして、十名にすると、栃木県は、栃木県選出の地方参議院議員一名も出し得ないといふことになる。

○政府委員(吉岡憲一君) 栃木二名、四名が二名に落ちるわけです。

○羽仁五郎君 ああ、そうですか。

○木内四郎君 ちよつと伺ひますが、選挙管理委員会の方にお伺ひしたいのですが、二百五十名といふものは一体動かして得ない数かどうか。一応は二百五十名と決めたけれども、必ずしも動かして得ないといふものでもないですな。

○政府委員(吉岡憲一君) それはまあ仮定をして計算しただけの話です。から、それは私の方が動かさなくてもいいことを申上げたわけでありまして、

○木内四郎君 私は二百五十名といふ数がきりもいし、動かさなくて済めばそれはそれに越したことはないと思ひます。けれども、これに必ずしも動かして得ない数でもないやうだし、而して一方において東京都が非常に人口の激変があつたのに、それだけこのままにして置く、十人か十四人になつてもよいという案さえあるのに、八名だけにすると、これは如何にも選挙民に対して、東京都の選挙民に対して不公平だ、これはこの際二名なり四名なり殖やすといふことにしたらどうかと思ひます。

と見當が付くと思ひます。一番最後の昭和二十四年七月一日、昨年の七月一日の人口は、厚生省で毎月統計をとつておりますが、あれによつて推計をした人口であります。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) それではさうに、参議院の意見として衆議院へ交渉します。

○羽仁五郎君 御決定下すつて大変仕合せなんです、念のため申し上げて置きたいと思うのですが、この参議院の全国乃至地方選出議員というものは、必ずしも人口のみによつて増減するものではないと思うのです。で、昨日もどなたか御発言がありましたように、アメリカの上院の場合には州単位にそれは定められているのである、だから私はさつき城委員から御発言がありました、建前としては各選挙区において、地方選出の場合各選挙区において人口の増減があつても、それによつて変るといふ建前をとる必要はないと思ふ。ただつまり前回に二百五十名が決定されたときに、東京都がこれだけの増減をするだろうという事は予想されていなかったものであります。それだけ修正する意味で二百五十名に対して四名なり何なりの増員をするのである、そういう意味であれば、衆議院も御了解があるのじやないか、参議院の定員を非常に殖やすということになると、衆参両院の制度というものの使命を失うようなことになると思ふのです。今回だけというのはいさういふ意味です、御了解が願えやしないかと思ふのです。

○佐々木康蔵君 この表で見ますと、二十一年の調査によると東京が四百十八万三千三百五十一人、それが五百五十五万一千八百人になつておるといふのならば、百四十万殖えておるといふことであるが、この数字が違ふのかどうか。そうすると大阪の場合は、

二百九十七万六千四百四十が三百六十万二千二百と、こういうことになる、東京が四名殖えるならば大阪も二名ぐらい殖えて可なりじやないかということも言ひ得るのですかね。

○岡本愛祐君 私中座して失礼いたしました、この昭和二十四年七月一日現在推計人口数というのは、どういう根拠があるのですか。

○政府委員(吉岡憲一君) それは厚生省で毎月統計をとつております、それによつて推計をした人口であります。

○岡本愛祐君 それは非常に権威が持てる統計表ですか。

○羽仁五郎君 それはさうだろう。

○政府委員(吉岡憲一君) 今のお話相當な、推定としてはいいと思ふのですが、やはりこういうものを法律の基礎にするのはむずかしいことだと思ふのです。

○岡本愛祐君 なぜさういふ質問をするのかと申しますと、私の地方行政委員の方におきまして、例えば自治体警察の警察吏員の定員なんかを定めて呉れという請願が方々からありまして、人口も非常に殖えておるから、前の八百人に一人というふうなのではとてももういけなくなつた。千人に一人ぐらになつておる所もあるから早く變えて貰いたいというふうな請願があるのです。さういふときに、それでは根拠のある人口の統計はどうなつておるかというのを政府の統計局と言いますか、あの方へ尋ねますと、根拠のあるものは、昭和二十三年の八月一日現在というものが根拠のあるもので、それ以後の根拠は余り確かでないといふうな答がありまして、いつもそこで頓

挫するのでありますが、こういう大率な議員の定員の増減というようなことは、今度の国勢調査ができて施行してはつきりしたときに初めてやること、至当じやないかといふふうに私は考える。誠に利害関係者の方々にはお気の毒ではあるけれども、さういふ意味で選挙法においても、五年間は改正しないといふふうになつておるのじやないかと思ふ。

【同感と呼ぶ者あり】

○委員外議員(深川タマエ君) 御尤もなやうでもございしますが、私達が最初立てました統計、その基礎になつた国勢調査は二十一年の四月二十六日までございまして、ところがその後今日までの間にすでに一回国勢調査が行われております。それは二十三年の八月一日でございまして、そのときの表は、先生のおつしやるやうに考えますと極めて根拠のあるものでございまして、その根拠の確実なものによりまして、尙且つ東京都におきましては、百何十万という人口の増加になつておりますので、他と比較いたしましたときに非常に不公平になつております。何か衆議院の方の例によりますと、五年目ごと

の国勢調査によつて、間近に行われた国勢調査に基いて人員変更をするといふやうなことを書いておいてになりまして、それをさういふことを勿論解釈いたしますが、それはやはりその二回目に行なはれておる二十三年八月一日の国勢調査によるべきかと思ひます。それでもまだ改正しなくちやいけなないかと思ひます。

○岡本愛祐君 その昭和二十三年八月一日現在の人口数によつて改正しなくちやならんといふ御議論には賛成いた

します。ここに暫いてございます二十四年七月一日現在推計人口表によつてやるべきじやない。(さうじやない)と呼ぶ者あり)

○委員長(小串清一君) これは私意見を述べたわけじやありませんが、衆議院の方もやはり人が殖えておるのですから、さうすると衆議院も直さないといふ公平でないことになる。併し本院としては、衆議院は構わないから何でもさうやるということにお決めのなるのなら、とにかく私はその通り衆議院に取次ぎまして、衆議院の方の意向を取り、衆議院の方を直さないで、こつちだけ直すことは余程困難だろうと思つておりますから、それだけ申して置きます。

○大島農夫雄君 この参議院地方選出議員配当案によりまして、栃木県は四名が二名になります、これはこの案で今度選挙するようになるのでございまして。

○羽仁五郎君 定員を殖やすのだよ。

○大島農夫雄君 栃木県だよ。

○羽仁五郎君 二百五十名を二百五十名なり、六名に殖やすのですから、減らない。

○委員外議員(深川タマエ君) 衆議院を殖やさなければ参議院は殖やせないといふ根拠は……

○委員長(小串清一君) そんな根拠はありません。ただ衆議院ではさう言うだろ、参議院の方は人数によつてやらないといふことは衆議院は言わな

いだから、さういふことは衆議院は言わな

たい。不幸にして向うで非常な勢で拒絶されることになれば、甚だこつちも面目を失うことになりまから、それ故に申上げたのであります。

○佐々木康蔵君 私は重ねて申し上げて置きます。東京を四名殖やす場合には、公平なる見地から大阪も二名を殖やすことが妥当だと考えますから、東京のみ殖やすことは反対です。

○委員外議員(深川タマエ君) 佐々木さんの御議論は、この参議院地方選出議員配当案で証明されておりますやうに、大阪乃至兵庫も人口の増大は相當でありますけれども、併し割当てとしては六・五或いは五・九であつて、それで現在の定員数六に對してさう不公平にならない。ですから……

○委員長(小串清一君) もう如何でしょう。時間が経ちましたから皆さんでとにかく参議院はこれでやるのだといふことにお決めにしまして、その通り私は交渉します。それから又参議院でもこれはデファイカルトのものを無理に押して行つてもどうだろうかといふお考えであるならば、その通りお考えになつたら宜しいと思ひます。と申しますのは、今回の法律案が初め衆議院ではさう余計直らんつもりでございましたが、十五、六条修正になりました。これは両院協議会なり何なりで決めることでもありますけれども、相當すでに時日は切迫しておるし、一方では問題を多くすれば多くする程衆議院との交渉は面倒になると私は思ふのです。それで今日までにお決めにいたしましたのは、これは参議院の確定ではございませぬ。衆議院の方に、さういふ空気があつたから衆議院も是非同調をして呉れといふことを、私は皆さんを代表し

て、或いは御一緒にどなたか行つて頂いても結構であります。そうして向うの委員長と交渉しますが、今日中にはこの案の整理ができませんと思ひますから、明朝には法制局の方で整理をし、貰ひまして、明朝衆議院の委員長だけ旅行するのです。それで明日の午前中に衆議院と交渉をして、そうして衆議院の相当のものに諮つて貰う。これは実は理解の上からいへば修正案を出して参ればいいのでけれども、それは非常に面倒だと思ひますのと、もう一つ、この議案を決めないうちに一応GSの方で必ず委員長に来て呉れ、こういう命令を受けておりますから、そこで今日決められたものを持つて直ぐGSに行くと、今度は衆議院とごたくしていただのは非常に面目を失いますから、大体衆議院はこの辺までは同意するだろうという点を決めましてから、法律案を決めないうちにGSの方へ顔を出せというのですから、私は明日交渉をして、明日にはできませんが、明後日か月曜日までには私もGSと折衝を遂げまして、ここに改めて諸君の総意を附して修正点を確定いたして、そうして本会議に出す、こういうことに願ひたい。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員外議員(深川タマエ君) 最後に一言だけ、佐々木先生のおつしやつたことは御尤もだと思います。それと岡本先生のおつしやつたことですか、最後に二十三年度の国勢調査に基づくことがどうやらいらしくこの空気が既決いたしました、それに基きましたときは、大阪の人口の増加というのは僅かに五十三万でございます。そういたしますと、この際二名殖やすという

ことは不当でございまして、その代り東京都も四名は殖やせないの二名殖やすということになるかと思ひます。国勢調査に基きまして二名殖やすということになりますと、只今八名でございますから十名になります。今回その半数五名改選いたします。そうして十名のうち五名改選いたしますと、あと四人残つてゐるので一人が足りないの、最後の一人は三年議員になる、こういう恰好になると思ひますが、一つ御批判頂きたいと思ひますが、一つ。

もう一つ、衆議院の方においでになりますときに、委員長さんのお許しを頂ければ、関係地区から出ている議員も一つ同伴させて頂きたいと思ひます。それと関係方面においでになりますときも、若し何でございしたらお許し頂きたいと思ひますが、これは僭越でなければ……

○委員長(小串清一君) 甚だ失礼ですが、これは私ら委員のうちの理事か何かに御同行願ひたいと思ひます。これは委員として御同行願ひたいのですから委員外の方が交渉することは少し如何かと思ひます。

以上によりまして本日はこれにて散会いたします。どうも有難うございました。

午後零時五十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事

城 義臣君
木内 四郎君
羽仁 五郎君

委員

大島農夫雄君
北村 一男君

委員外議員

佐々木鹿蔵君
藤井 新一君
岡本 愛祐君
柏木 庫治君
西郷吉之助君
宿谷 榮一君
太田 敏兄君
小川 友三君
深川タマエ君

政府委員

吉岡 恵一君

全国選挙管理
委員会事務局長

法制局側

参事(第二
部第一課長)

菊井 三郎君

衆議院法制局側
参事(第一部長)

三浦 義男君